

受講規約

ステイラック附属声優・俳優養成所「Follow-Up」(以下「当所」と表記)は、受講者に対し演技力、表現力の技術向上、知識・理解を深める機会を提供すると共に、コミュニケーション能力を身につけ、節度・礼儀を重んじる人間形成と株式会社ステイラック (以下「当社」と表記)への所属・表現活動を目指す教育の場として設立されたものである。

受講規約には、当所並びに当社の許諾に基づき、受講希望者が受講の申込を行い、当社が提供するカリキュラムを受講するにあたって、当社との間の契約条件が規定されています。

第1条 受講資格

以下の条件を満たすことを当所の受講資格とする。

- 第1項 義務教育を修了した(中学卒業以上)、心身共に健康な者
- 第2項 外国籍者の場合は日本語が理解でき、当所が認めた日本語会話レベルの者
- 第3項 入所金・年間受講料の納入を当所が定めた期日までに完了している者
- 第4項 他芸能事務所等プロダクションに所属、または預かりになっていない者
- 第5項 他芸能事務所等プロダクションが運営をする所属を目的とした育成機関に在籍していない者
- 第6項 当所が指定する授業カリキュラムを受講できる状況・状態にある者
- 第7項 当所指定の審査に合格した者

第2条 在籍期間

当所での在籍期間は以下のとおりとする。

- 第1項 継続手続きによる最大在籍年数は以下のとおりとし、原則として規定年数以上の受講継続は不可とする。(当社が認めた場合のみ継続可)
 - ・基礎科.....1年間
 - ・研修科.....1年間
 - ・プロ科.....1年間
 - ・専科.....8ヶ月
- 第2項 期末に設定している進級審査にて合格した者のみ進級出来るものとする。ただし、新規入所審査時に当所が認めた者のみ基礎科を受講せずに研修科・プロ科へ進む事が出来る場合もある。(進級審査は合格後、進級および株式会社ステイラックへの所属意思を有するもののみが受験できる。)

第3条 受講日時及び施設

- 第1項 受講期間中は当所が定めた曜日・時間・場所へ通う事とする。ただし、施設の修繕・管理および各種行事等、当所の運営上の都合により変更する場合がある。
- 第2項 科、クラスは決定以降1年間変更不可とする。他クラスへ単発の振り替えや見学などは行わないものとする。ただし、当所が必要と判断した場合は、変更できるものとする。
- 第3項 レッスン開始前、終了後は当所ビル周辺で集まる、騒ぐ等の迷惑行為をしないものとし、速やかに建物から離れるものとする。
- 第4項 当所からの通達事項や講師の指示には十分注意し、欠席による不明点や配布物等については自主的にクラスメイトに確認をすること。
- 第5項 レッスンに必要な運動着や運動靴等、その他衣装、小道具等を使用する場合も各自で用意する事とする。
- 第6項 土足での入室、無許可の飲食(レッスン中の水分補給は除外)、火器及び危険物の持ち込み、受講者の喫煙、無許可で機材、計器類に触れることは禁止とする。
- 第7項 ゴミは所定のゴミ箱へ必ず分別して回収するものとし、それ以外の場所へゴミを放置、投棄しないこと。
- 第8項 スタジオ使用後は講師、または当所の指示に従い清掃を行いレッスン終了時間の15分後には、必ず原状回復の後、退出する。
- 第9項 入退室を含め定められた時間内にスタジオを利用すること。
- 第10項 施設内における盗難・紛失について当所は一切の責任を持たないものとする。各自で責任を持って管理すること。

- 第11項 受講者の故意または過失により、当所施設ならびに備品等に破損・故障が生じた場合は、修理費用を補償し、当所から請求があったときは直ちに支払うものとする。

第4条 入所金・年間受講料

当所の入所金・年間受講料については以下のとおりとする。

- 第1項 当所のクラス編成は、1年単位でレッスン内容を構成し、人数に応じてクラスを設置しているため、年間受講料制とする。
- 第2項 入所金・年間受講料は、定められた期日までに当所指定口座に振り込まなければならない。
- 第3項 入所金・年間受講料について希望者には所定の手続きにより分割・ローンでの納入を認めるものとする。
- 第4項 当所の受講料は年間受講料制のため、分割納入者・ローン納入者については、休所や途中退所(除籍含む)などの事情が発生しても年間受講料全額を完納しなければならない。
- 第5項 振り込み済みの入所金・年間受講料は一切返金しないものとする。ただし、別途定める所定の手続きを書面にて該当年度開始前となる3月31日までに完了することにより未受講分の納入済み次年度年間受講料のみ返金するものとする。(「入所手続き完了後の入所辞退手続きについて」「継続手続き完了後の継続辞退手続きについて」を参照)
- 第6項 分割納入者で2回目の納入期限までに受講料の支払いが完了されない場合は、正保証人に支払い責任が発生するものとする。一括納入希望者で該当年度の受講料納入が確認出来ない場合は受講権利を放棄したものとみなす。分割納入者の一回目の受講料納入についてもこれに準ずる。
- 第7項 入所金および年間受講料については、物価変動および税制改正等により改定する場合がある。ただし、該当年度内での改定は行わないものとする。
- 第8項 受講料納入の際に発行される振込控え(「振込金(兼手数料)受領書」「ご利用明細票」等)を領収書の代わりとするので必ず保管すること。
- 第9項 振込控え「振込金(兼手数料)受領書」「ご利用明細票」等は、一年間保管し、当所より依頼があった場合は速やかに提示すること。

第5条 欠席,遅刻・早退

- 第1項 レッスンに欠席・遅刻・早退する場合は、欠席・遅刻・早退しなければならない事情が判明した時点からレッスン前日までに指定メールアドレスに届け出なければならない。急遽発生した事情の場合は、レッスン開始2時間前までに必ずメールにて届け出をすること。届け出が間に合わなかった場合でも事後報告としてメールしなければならない。講師に直接届け出をしても無効とみなす。
- 第2項 当所指定メールアドレスに連絡をする際はタイトル、本文に指定された事柄を必ず明記するものとする。指定された事柄の記載がない連絡は欠席・遅刻・早退連絡として受理せず、無断欠席として扱うものとする。(指定された事柄については「各種ご連絡について」のメール例文を参照)
- 第3項 緊急事態(事故やその他緊急で当所事務局と連絡を取らなければならない事態)の場合は当所指定受講者専用緊急ダイヤルまで電話にて連絡するものとし、必ず「科」「クラス」「氏名(フルネーム)」を伝えることとする。(「各種ご連絡について」の「当所緊急連絡先について」を参照)万が一繋がらず留守番電話になった場合はメッセージを残すものとする。
- 第4項 体調不良、怪我等によりレッスンの参加が難しい場合は医師の指示に従い、レッスンを欠席するものとする。ウィルス性で周囲へ感染する体調不良の場合必ず欠席する事。
- 第5項 体調不良、怪我等により講師からレッスンの参加が困難と判断された場合は講師の指示に従い早退するものとする。

第6条 休所

- 第1項 疾病その他やむを得ない事由により1ヶ月以上(レッスン回数約8回以上)連続して欠席する場合は、当所へ連絡のうえ、「休所届」を提出することにより欠席連絡の代わりとすることができる。「休所届」の提出日を休所開始日とする。
- 第2項 受講中に健康状態の悪化や疾病・障害等が発生した場合は、速やかに当所まで報告するものとし、病状により当該受講者の休所を命ずる。
- 第3項 妊娠の場合は第6条第2項に準ずるものとするが、休所上限レッスン回数は復帰の意思がある場合、当事務局と相談とする。その場合は医師の診断書を提出することとする。
- 第4項 休所に関する受講料支払いの規定は4条4項に準ずる。

第5項 休所できる通算レッスン回数は22回までとし、この上限を超えない場合において復帰の意思があるときは、当所と相談の上復帰する事が出来る。ただし妊娠の場合は第6条第3項に準ずる。

第7条 退所

第1項 レッスンを継続しない場合は、当所に連絡のうえ「退所届」を提出しなければならない。「退所届」の提出日を退所日とする。

第2項 「退所届」が本人から提出が困難な場合の代理提出可能者は、応募者情報シートに記載された保護者のみである。それ以外の者からの提出は原則認めないものとする。

第3項 退所に関する受講料支払いの規定は第4条4項に準ずる。

第8条 レッソンの休講・振替

第1項 当所の都合によりレッスンが休講になった場合は、後日改めて振替レッスンを行うものとする。ただし、台風・大雪・地震等の天災、交通機関のストライキ、施設の保守点検・弊社管理外の改修工事その他、当所の不可抗力によりレッスンが不可能と判断したとき、振替レッスンを行わないものとする。

第2項 受講者自身の理由で欠席した場合は、振替レッスンを行わないものとする。

第9条 クラス・講師

第1項 クラスにおいて、受講辞退等にもなる人数の変動により、レッスン実行人数はクラスにより異なるものとする。

第2項 第9条第1項において、クラスの運営上必要と思われる最低人数に満たない場合、当該クラスを設置しない場合がある。ただし、当該クラスの受講予定だった者で、ほかのクラスに振り替えることが可能な者については、他のクラスに振り替えるものとする。

第3項 講師の体調不良やその他の事情により、レッスンを行うことができない日が発生した場合は、臨時講師が代講するものとする。臨時講師が代講出来ない場合はレッスンを別日に振り替えるものとする。(振り替え分のレッスンは、随時設定する。必要に応じてレギュラーレッスン時間枠外での設定もある。)

第4項 講師の体調不良やその他の事情により、レッスンを継続的に実施できなくなった場合は、新たに別の講師を置くものとする。

第5項 感染症等の予防対策として、当所が必要と判断した場合は、受講時間及びクラス編成を一時的に変更可能とする。

第6項 受講者と講師が個人的に連絡先を交換し、連絡を取り合う行為は禁止とする。万が一、受講者が講師と連絡を取りたい事項がある場合は当所を通して連絡をするものとする。

第7項 受講者は講師を飲食等個人的、グループ的に誘ってはならない。講師が受講者を誘う行為も禁止する。

第8項 受講者と講師・スタッフ間での物品の授受(贈り物)及び貸し借りは禁止する。ただし、当所が認めた場合は例外とする。

第9項 受講者自身の理由により他クラスへの振替参加・見学は、原則認めないものとする。

第10項 研修科以上は、原則個人の都合による受講時間の希望は受け付けないものとする。ただし、高校・大学・専門学校などの学業による理由、および当所が必要と認めた場合は例外とする。

第10条 マネージメント・オーディション

第1項 当所が受講者に対し、作品・イベント等への出演を依頼する場合、そのマネージメントは原則として当社がこれを行うものとする。作品・イベント等への出演が決まった場合の報酬等の条件は別途定める。

第2項 当社から斡旋・紹介・募集するもの以外の外部のオーディションへの応募 参加は原則として事前に当社まで報告・相談のうえ、当社が認めたもののみ応募・参加および出演を認めるものとする。

第3項 当所が受講者に対し、依頼するオーディション及び、入所オーディション、進級審査における選考理由は、開示しないものとする。

第11条 制作物・記録物の取り扱い

当所のレッスン内における制作物の取り扱い、および、レッスンスタジオ内における受講者の記録行為については、以下のとおりとする。

- 第1項 当所のレッスン内において作成する全ての制作物(台本・撮影・印刷・録音・録画等)については、第三者(インターネット上も含む)への販売・提供・公開を禁じる。ただし、当所の許可がある場合に限り、肖像権およびプライバシーの保護を考慮したうえで、これを認めるものとする。
- 第2項 当所のレッスンスタジオ内における受講者の撮影機能付機器による撮影・録画・録音機能付機器による録音等については、原則としてこれを認めないものとする。ただし、当所の許可がある場合に限りこれを認めるものとする。

第12条 退所勧告・除籍

以下の事柄を行った場合、または行ったと当所が判断した場合は退所勧告により除籍とする。

- 第1項 当所の受講者・関係者に対する商行為、宗教活動(布教)、政治活動、勧誘活動(連鎖販売取引、ネットワークビジネス、マルチレベルマーケティング、マルチまがい商法等)
- 第2項 当所内で人間関係を悪質な目的で使用する行為、および、故意に他人を^{おとし}めたり、相手の身体に害を及ぼす行為で当所関係者に不快感を与える悪質な行為。
- 第3項 当所、講師、受講者その他関係者の名誉、品位、評判等を貶める行為。
- 第4項 法令に違反した行為または公序良俗に反する行為。
- 第5項 受講料を滞納し、督促しても納入しない場合。
- 第6項 レッソンの妨害、酒気帯び状態でのレッスンの受講。
- 第7項 当所の定める必要書類(プロフィール、入所申込兼応募者情報シート、誓約書、受講料分納納入申込書等)に虚偽の記述を行い提出した場合やそれらを督促しても未提出の場合。
- 第8項 当所、又は当社内の情報(運営方法、講師やスタッフ、また受講生個人に関する情報)を第三者(インターネット上も含む)へ漏洩した場合。
- 第9項 他プロダクションへの所属(預かり所属を含む)及び所属の内定。
- 第10項 1ヶ月以上の連絡不能
- 第11項 無断欠席が続き、当所がレッスンの継続を不適当だと判断した時。
- 第12項 本受講規約に定める義務の違反。
- 第13項 誓約書に違反した場合。
- 第14項 第2条第1項で定められた規定年数以上の受講(当所が認めた場合のみ継続可)
- 第15項 第13条より除籍となった場合の受講料支払いの規定は第4条4項に準ずる。

第13条 個人情報の取り扱い

当所に提出された個人情報は、以下の場合を除き、原則として本人の許諾なく第三者に提供しないものとする。

- 第1項 レッソンの運営上、またマネージメント上必要となる場合
- 第2項 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、受講者本人の同意を得ることにより、事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- 第3項 その他、受講者およびその関係者の生命・財産等に危険がおよぶ可能性があると考えられる緊急の状況が発生した場合
- 第4項 当所に提出された必要書類(プロフィール、入所申込兼個人情報シート、誓約書、入所辞退届、継続辞退届、受講料分納納入申込書等)については、いかなる理由があっても返却しないものとする。なお、提出済みの必要書類に記載してある事項に変更(住所変更等)が生じた場合は速やかに事務局に連絡するものとする。

第14条 本規約の変更

- 第1項 当所は本受講規約を受講者の許諾なく変更することができる。

本規約の全ての内容は2024年3月1日より実施するものとする。